

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年1月21日
豊田市長 太田 稔彦

市町村名 (市町村コード)	豊田市 (23211)
地域名 (地域内農業集落名)	石野地区 (富田、押沢、松嶺、藤沢、国附、小峯、上切、下切、東枝下、力石、下室、勘八、中切、野口、小白見、中金、室、山路椿、下鷹見、寺谷下、小呂、上鷹見、成合、千鳥、元山中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・担い手が高齢化し、後継者は不足している
- ・後継者不足により耕作放棄地が増加している
- ・有害鳥獣による被害が深刻で耕作意欲が無くなっている
- ・地域に有力な担い手がない
- ・圃場整備されておらず農地の条件が悪いことが、自作農家の離農や担い手が借りたがらない大きな要因となっている(地域全体での農地の借受け率は17.8%と低い)
- ・自作意向のある農家は比較的多い(意向調査の回答があったうちの約60%)が、後継者が不足しており(自作意向のある農家のうち後継者なしが57%)、そうした農家の離農により、遊休農地化が急速に進んでいる

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻を主要作物としつつ、収益性の高い作物や園芸作物、特産品など、新たな作物の生産に取り組む
- ・ブドウの栽培量を増やし、ワイン等の製造・販売による6次産業化を推進する
- ・畜産物による6次産業化を図り、酪農家の収入安定を目指す
- ・成合町をはじめ借り手のいる集落や自作農家のいる集落では、水稻を主要作物として営農が継続的に行われている
- ・勘八町の一部ではブドウ栽培が拡大され、ワインの6次産業化が推進されている

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	292.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	131.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を基本とし、農用地の利用状況や支援制度の活用状況等を踏まえて設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
・営農組合等の担い手に集積・集約するため、集落の会合等で意見を合意を図る ・成合町では中山間直払い及び多面的機能交付金団体への集積・集約を進める ・その他の集落においては、集落の会合等で集落内での自作の継続や営農組織の立ち上げ等の取組を検討する
(2)農地中間管理機構の活用方針※
・新たな貸し付けは農地中間管理機構を介した転貸とする ・また、現行の相貸についても更新を機会に農地中間管理機構を介した転貸とする ・集落営農組織等がある集落については、担い手の意向を踏まえながら、集落の農地をまとめて農地中間管理機構に貸し付けた上で当該組織に集約する
(3)基盤整備事業への取組方針※
・農業用施設の老朽化等の進行状況により、国・県・市の整備事業を活用する ・本気で農業を振興したい集落があれば、中間管理機構関連農地整備事業や遊休農地解消緊急対策事業等の活用により、農地条件の改善に取り組む
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
・地域内外から担い手を確保し育成していくため、県、市及びJAと連携して取り組んでいく ・新規就農者が営農を継続できるように地域ぐるみで支える ・市、県、JAと連携し、集落内での営農組織立ち上げを推進する ・同時に新規参入及び地区外の担い手を呼び込むための効果的なPRを検討・実施する
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・水稻苗の育苗や籾の乾燥調製等について、担い手の意向により農業協同組合を活用する

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--